

項ヲ附加シ要求書ト改メテ明三日之ヲ会
社ニ提出スルニト及實行委員選機造一船
各部ヨリ五名宛選出スルニト等ヲ決定シ
合九時散会セリ

一 解雇職工復職ノ件(本月日解雇サレタル
長若川外一ツ名)
ニ現在ノ組長ト任用制度ヲ廢シ公選トス
ルノ件

尚本筆議ハ合所職ニ中ノ大阪造船労働組
合櫻島支部及大阪機械労働組合櫻島支
部負ヲ中心トシ其他ヲ合シ四百名内外ト推
挙セラレ、元ノニシテ一殿ニ形勢ヲ觀傍ノ
態度ヲ持セル元ノ、如シ

左記
掲示文

鑄物工場 長若川義孝
大杉松吉

右者六月一日許可なきして濫に定位置を
離れ本社に對し侵害又は不利益を來す
の虞ありと認むべき印刷物を配布又は
配布せんとせざるは明に職工規程第六項
並に第九項に該當するものと認む依て
懲戒解雇す

六月一日
株會社大阪鉄工所櫻島工場